

新	旧
<p style="text-align: center;">私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立幼稚園設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係） 各年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常収入－経常支出</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として10パーセント以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>6 設置経費について（審査基準第1の9関係） （1）～（11）略 （12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも10<u>パーセント</u>以上である場合をいう。 （13）略</p> <p>7 経常経費について（審査基準第1の10関係） （1）申請時において収納されていなければならない開設年度の<u>経常経費</u>に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、<u>6</u>の（1）及び（2）を準用すること。 （2）略</p> <p>8～11 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立幼稚園設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係） 各年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常支出－経常収入</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として10_____以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>6 設置経費について（審査基準第1の9関係） （1）～（11）略 （12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも10_____以上である場合をいう。 （13）略</p> <p>7 経常経費について（審査基準第1の10関係） （1）申請時において収納されていなければならない開設年度の<u>経常経費</u>に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、<u>5</u>の（1）及び（2）を準用すること。 （2）略</p> <p>8～11 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

